

ともに支え合うまちプラン

～第3期日野市地域福祉計画～ 〔概要版〕

平成27年3月

計画期間：平成27年度から平成31年度

日野市では、平成22年4月に策定した「第2期日野市地域福祉計画（ともに支え合うまちプラン）」（以下「第2期計画」という。）に基づき、地域福祉の推進に努めてきました。

第2期計画策定後も、高齢化率の上昇や一人暮らし世帯の増加が続く中、孤独死・孤立死のような社会の中での孤立から生じる様々な課題が社会的に注目されるようになりました。一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、災害などの緊急時の見守りや助け合いの重要性が再認識されることとなりました。

このような社会情勢の変化による新たな課題に対応するとともに、第2期計画を評価・検証し、第2期計画策定後の福祉分野における制度改正なども踏まえ、「ともに支え合い 安全・安心で元気に暮らせるまち 日野」の実現に向け、「第3期日野市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。



第3期日野市地域福祉計画の位置づけ



- ◎ 社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。
- ◎ 第5次日野市基本構想・基本計画「2020プラン」を地域福祉の側面から実現していくための計画です。
- ◎ 市政運営の基本方針の実現に向け、中・長期的視点から掲げた主要3戦略に基づき、人とまちの「諸力融合」により、ともに支え合うまちを目指していく計画です。
- ◎ 個別計画を地域福祉の視点からとらえ、分野を超えて横断的に取り組まなければならない問題や地域とともに解決しなければならない問題等を取り上げ、地域社会でその人らしく安心していきいきと暮らせるよう、その体制・仕組みづくりを推進する計画です。
- ◎ 地域住民と行政及び関係機関が協働して推進する計画です。



計画の体系

まちのすがた

基本理念

視点

重点課題

基本目標

ともに支え合い 安全・安心で元気に暮らせるまち 日野

誰もがその人らしく生きることができ一人ひとりが地域を支え地域が一人ひとりを支える

1 一人ひとりを大切にします

初期総合相談窓口機能の強化と連携した対応の必要性

第2期計画では、モデル地区において〈初期総合相談窓口〉を設置しましたが、市内全域の福祉関係機関からの相談が多く入りました。相談先や支援方法が明確な問題でない時でも「どこに相談すればいいか困った時はここに相談すればいい」という総合相談窓口が必要であり、機能を強化する必要があります。また、受けた相談を支援につなぐためには、関連部署・機関が連携して対応することが欠かせず、庁内関係部署や福祉関連機関との連携を強化することが必要です。

1 気軽に相談でき、必要な支援につながるサポート体制づくり

生活困窮者の支援

生活の困窮には様々な理由があり、分野にまたがる様々な問題を複合的に抱えたケースもあります。平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、「自立相談支援事業」が実施されます。〈初期総合相談窓口〉のモデル事業の検証を踏まえ、そこで対応してきた問題との整理をしていく必要があります。

2 必要な情報へとつながる情報ネットワークづくり

2 地域で支える

情報提供の工夫

福祉の制度やサービスは多岐に渡っており、これらが市民の役にたつためには、様々な情報の中から必要な情報にたどりつくことができるよう、情報提供の方法に工夫が必要です。平成26年7月から「広報ひの」が全戸配布となり、市全体として情報提供の充実に取り組んでいます。情報受信が困難な方への発信方法も含め、さらに情報提供の方法を工夫し試行していく必要があります。

3 住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくり

3 活動と参加を促す

孤独死・孤立死への対策（地域の中での見守り支援協力体制の向上）

平成24年に孤独死・孤立死の報道が相次ぎ、全国的に社会的孤立が問題となりました。地域の中の助け合いをさらに推進していくとともに、電気・水道等のライフライン事業者等とも協力関係を強め、見守り支援の協力体制を向上させる必要があります。また、災害時には地域の助け合いが欠かせません。避難行動に支援を要する方への支援体制の構築が必要です。

4 各地域の特性を踏まえた、エリアごとのネットワークの仕組みづくり

エリアごとのネットワークの仕組みづくりの推進

各地域の特性を踏まえ、エリアごとの地域福祉活動ネットワークの仕組みづくりが必要です。地域の担い手として、団塊世代をはじめとした元気なシニアの方にその知識や経験を活かして活躍できる役割や場をつくり、活動を通して元気も維持していただくことが必要です。また、いつまでも住み慣れた地域で安心して元気に暮らすためには、地域包括ケアシステムの構築が必要です。

5 地域の担い手となる人づくり

施策の方向

アクションプラン

- (1) 総合相談機能の強化
- (2) 生活困窮者に対する支援
- (3) 困りごとや福祉課題の把握
- (4) 支援体制及び関係機関との連携の強化

《福祉の初期総合相談窓口》の強化

- ・第2期計画モデル事業の検証を踏まえ、モデル事業で行ってきた〈初期総合相談窓口〉の相対対応を継続し、全市域を対象としてセーフティネットコールセンターを軸として一本化します。
- ・「生活困窮者自立支援法」の施行を受け、[自立相談支援事業]を実施します。
- ・以上を含め、「どこに相談すればいいか困った時にはここに相談すればいい」という場所としての《福祉の初期総合相談窓口》の体制を強化します。

関係機関との連携による支援体制の強化

- ・支援につなげるネットワークを組むために、関係機関との連絡会議を開催し、支援体制の強化に取り組みます。

セーフティネットプログラム

- (1) 情報提供方法の工夫
- (2) 関係機関や民間事業者との連携による情報提供の充実

情報提供の工夫

- ・必要とする人に必要な情報が確実に届くよう工夫します。
- ・《福祉の初期総合相談窓口》の周知を徹底します。
- ・幅広く市民が訪れる場所に協力を依頼します。
- ・市民の必要としている情報や手法など、市民のニーズをつかみます。

情報発信プログラム

- (1) 見守り支援協力体制の向上
- (2) 地域の防災・災害時支援の体制づくり
- (3) 地域包括ケアシステムの構築

エリアごとのネットワークの仕組みづくりの推進

- ・第2期計画で行った「交流ひろば」の立ち上げ支援を継続し、地域の中で顔の見える関係をつくるきっかけづくりとしていきます。
- ・各地域の特性を踏まえ、地域の福祉課題を地域で考え、課題解決のために地域の中の住民や組織により取り組む地域ネットワークの仕組みがつけられるよう、地域懇談会なども通じ、地域とともに取り組んでいきます。

地域福祉いきいき活動プログラム

- (1) 地域福祉活動のネットワークづくり
- (2) 地域における交流機会の充実

地域福祉人材の発掘・育成

- ・地域住民が地域に目を向ける機会をつくり、地域福祉活動への参加につながるよう取り組みます。
- ・介護予防の観点からも、生活支援コーディネーターが置かれ、介護予防や生活支援を地域で行う仕組みづくりが始まる予定です。他施策での地域の担い手づくりと連携し、地域で活動する方を結びつけます。

元気シニアの活動の場づくり

- ・団塊世代をはじめとした元気シニアの方の中には、様々な知識と経験を持った人材がたくさんいます。その持てる力を活かす役割や場をつくりまします。
- ・地域福祉活動に関心があっても参加する機会がなかった方へのきっかけづくりを検討します。

- (1) 地域の担い手の育成
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 団塊世代をはじめとした元気シニアの活動の場づくり
- (4) 活動へのインセンティブの工夫

アクションプラン



プランの内容



基本目標 1

気軽に相談でき、必要な支援につながるサポート体制づくり

第2期計画のモデル事業である初期総合相談窓口の検証を踏まえ、さらに多様化、複合化、複雑化する福祉課題に対し、全市域を対象とした相談窓口の強化を図るとともに、地域の中の困りごとや福祉課題を把握するためのアウトリーチも含め、必要に応じた適切な支援につながる体制を強化していきます。

基本目標 2

必要な情報へとつながる情報ネットワークづくり

福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報、各種イベントなどの社会参加につながる情報を、市民が確実に入手できるよう、様々な情報伝達方法の活用や様々な分野の関係機関との連携により、情報提供のネットワークづくりに努めます。

基本目標 3

住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくり

高齢者や子育て世帯などへの地域のきめ細かい見守り・援助体制の一層の充実に努めます。また、市町村に義務づけられた災害時の避難行動に支援を要する方の名簿作成を、地域における防災の取り組みに活用できるようすすめます。

基本目標 4

各地域の特性を踏まえた、エリアごとのネットワークの仕組みづくり

地域の福祉課題を地域で考え、解決に向かうための、地域の中の住民や組織によるネットワークの仕組みづくりを推進します。また、第2期計画では、社会福祉協議会による交流ひろば立上げ支援をモデル地区で行いました。地域の中で顔が見える関係づくりのきっかけとなる活動を継続します。

基本目標 5

地域の担い手となる人づくり

地域福祉を支えるのは人です。住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、地域活動への参加につなげ、地域福祉を支える担い手の育成を進めます。団塊世代をはじめとした元気なシニアの方に活躍していただく工夫も検討します。

アクションプラン



アクションプランの基本的な考え方



アクションプランを実施するにあたっては、5つの基本目標について、総合的に取り組むこととします。市全域エリアにおいて取り組むことが必要なものと、ふくし住区として設定した中学校区エリアを基本として、地域別に取り組むことが必要なものがあると考えます。後者については、まずモデル地区の取り組みから始め、その有効性や問題点などについて検証し、市全域に展開していくために必要となる検証を行います。



アクションプラン



(1) セーフティネットプログラム【全市展開プラン】

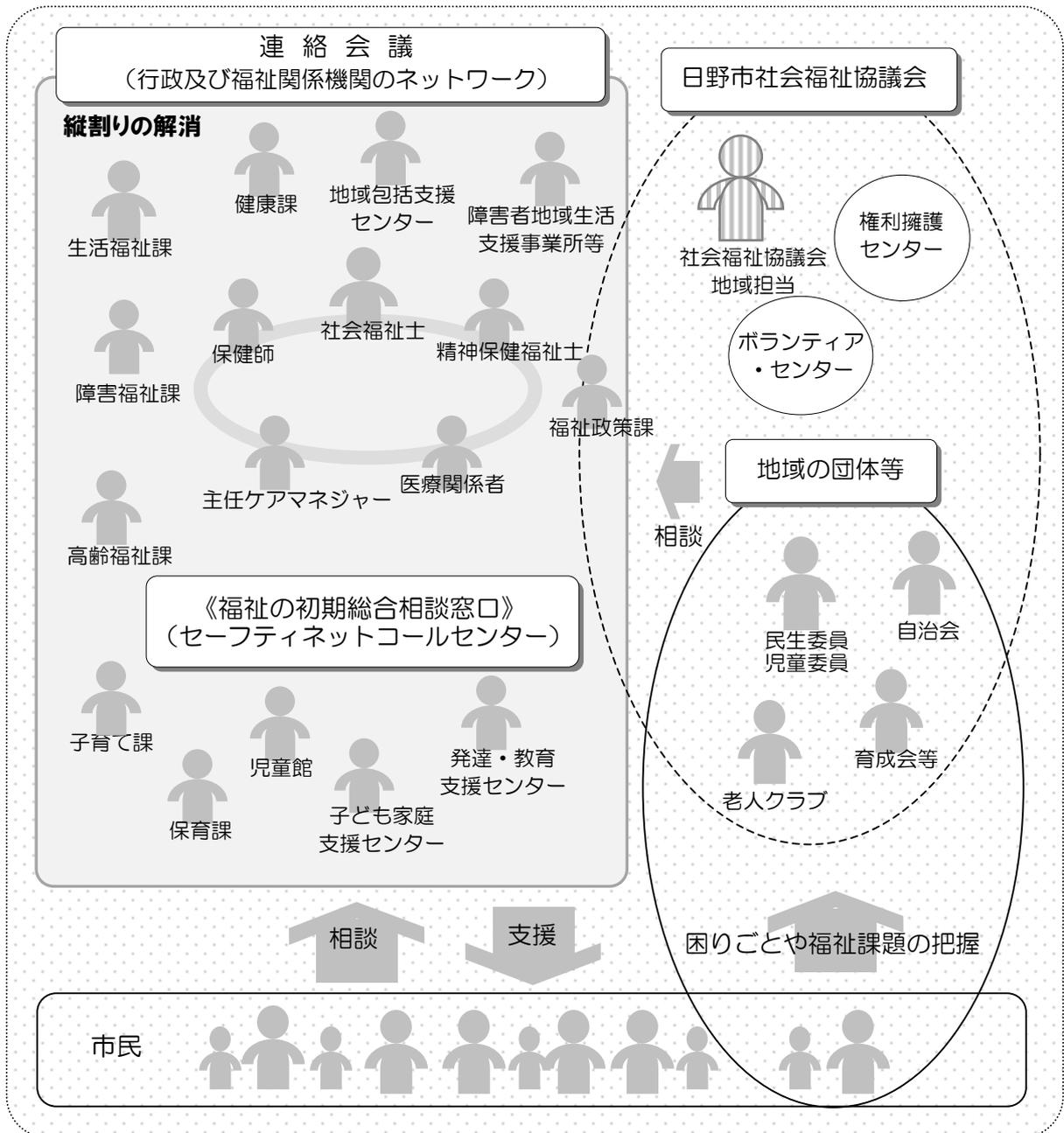
○ 《福祉の初期総合相談窓口》の強化

「どこに相談すればいいか困った時はここに相談すればいい」という場所として、第2期計画のモデル事業として行った〈初期総合相談窓口〉による相談対応を継続し、全市域を対象として、セーフティネットコールセンターを軸とした《福祉の初期総合相談窓口》を強化します。

○ 関係機関との連携による支援体制の強化

個別の支援施策や制度の狭間にある問題、複合的な問題などを支援につなげるためには、なるべく多くの関係機関がネットワークを組んで対応することが不可欠です。日頃からの情報交換や意思の疎通のため、関係機関との連絡会議を開催し、支援体制の強化に取り組みます。

【 セーフティネットプログラム イメージ図 】



(2) 情報発信プログラム【全市展開プラン】

○ 情報提供の工夫

必要とする人に必要な情報が確実に届くことを目的に、情報提供を工夫します。情報提供の工夫にあたっては、市民の必要としている情報がどのようなものか、どのような手法を望んでいるのかについて、市民のニーズをつかみながら、繰り返し情報発信を行います。

また、多くの情報を提供されても把握しきれないという方にも、《福祉の初期総合相談窓口》の周知を徹底していきます。

(3) 地域福祉いきいき活動プログラム【モデル地区プラン】

○ エリアごとのネットワークの仕組みづくりの推進

各地域の特性を踏まえ、地域の福祉課題を地域で考え、課題解決のために地域の中の住民や組織により取り組む地域ネットワークの仕組みがつくられるよう、地域懇談会なども通じ、地域とともに取り組んでいきます。

まずはモデル地区による取り組みから始め、その有効性や問題点などについて検証を行います。また、モデル地区での取り組みについて、情報発信につとめ、他地区での地域福祉活動の推進の機運を高めるきっかけづくりも行っています。

○ 地域福祉人材の発掘・育成

地域住民が地域に目を向ける機会をつくり、地域福祉活動への参加につなげ、そこから人づくりへとつながることを期待します。また、様々な地域の活動にかかわる方を、地域の担い手として結びつけることも行っていきます。

○ 元気シニアの活動の場づくり

団塊世代をはじめとした元気シニアの方々の中には、様々な知識と経験を持った人材がたくさんいます。その持てる力を活かす役割や場をつくり、地域の担い手となってもらえるようなきっかけづくりを検討します。

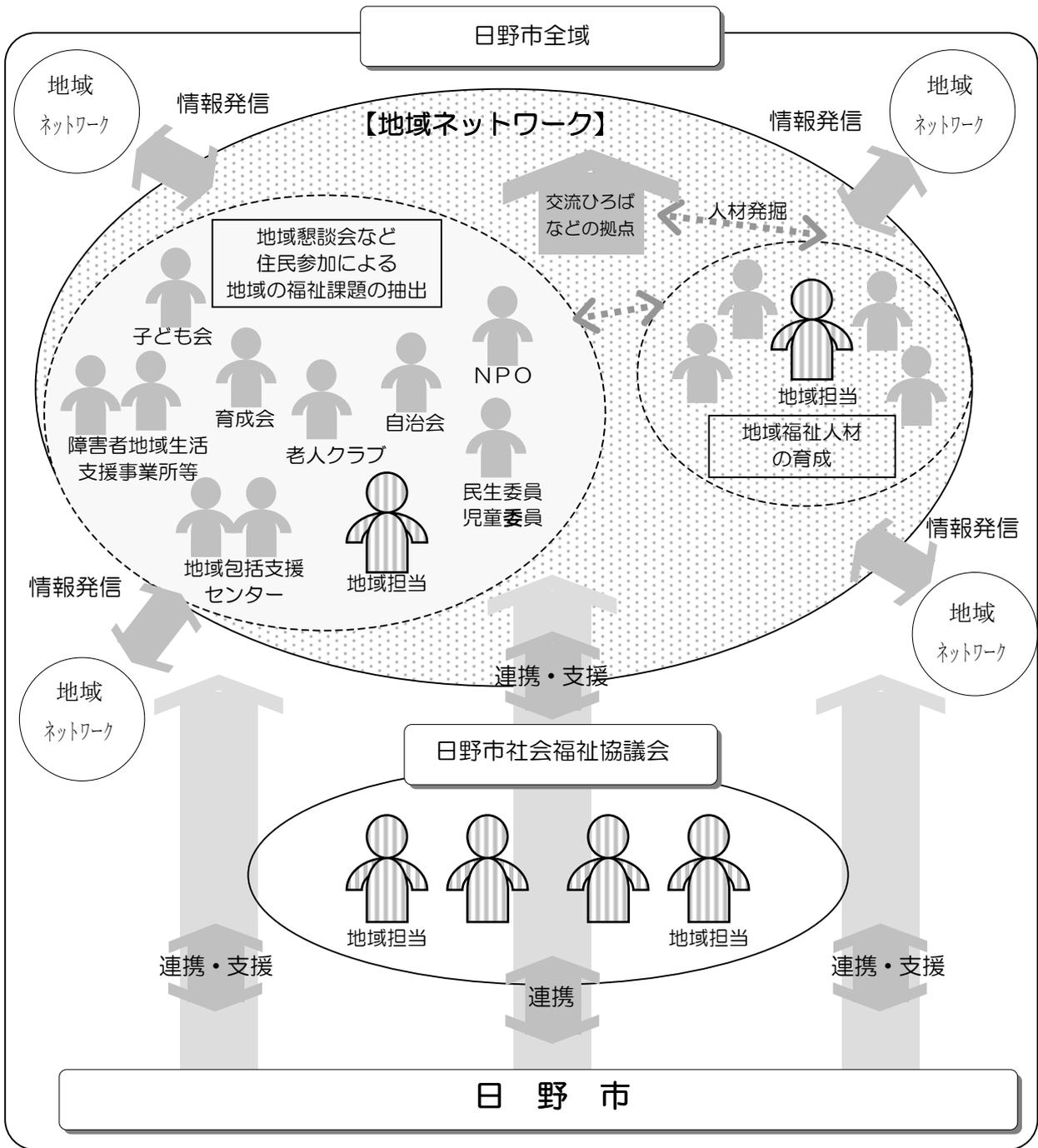
※モデル地区における取り組み

モデル地区の取り組みにあたっては、地域福祉における課題が顕在化している地区を抽出するとともに、すでに地域福祉活動を積極的に展開している地区や地域福祉の活動拠点の位置づけが明確な地区から取り組みます。また、モデル地区としてアクションプランの施策を展開することにより、地域福祉の推進により高い効果が見込める地区の取り組みから始めます。

【モデル地区の考え方】

- ① 高齢化率が高い地区
- ② 子どもが多い地区
- ③ 地域福祉活動の展開がある地区
- ④ 地域福祉のキーパーソンとなる人材がいる地区
- ⑤ 地形的な条件により課題がある地区

【 地域福祉いきいき活動プログラム イメージ図 】



推進体制



本計画は、幅広い分野にわたる関係機関や市民の有機的な連携や緊密な調整を行い、アクションプランに取り組みます。

市や関係機関と市民代表で構成する「(仮) 地域福祉計画推進委員会」と「(仮) 地域福祉計画推進庁内調整委員会」を設置し、地域福祉計画の進捗管理として、3つのアクションプランの支援・検証を行います。

編集：日野市健康福祉部福祉政策課／発行：日野市